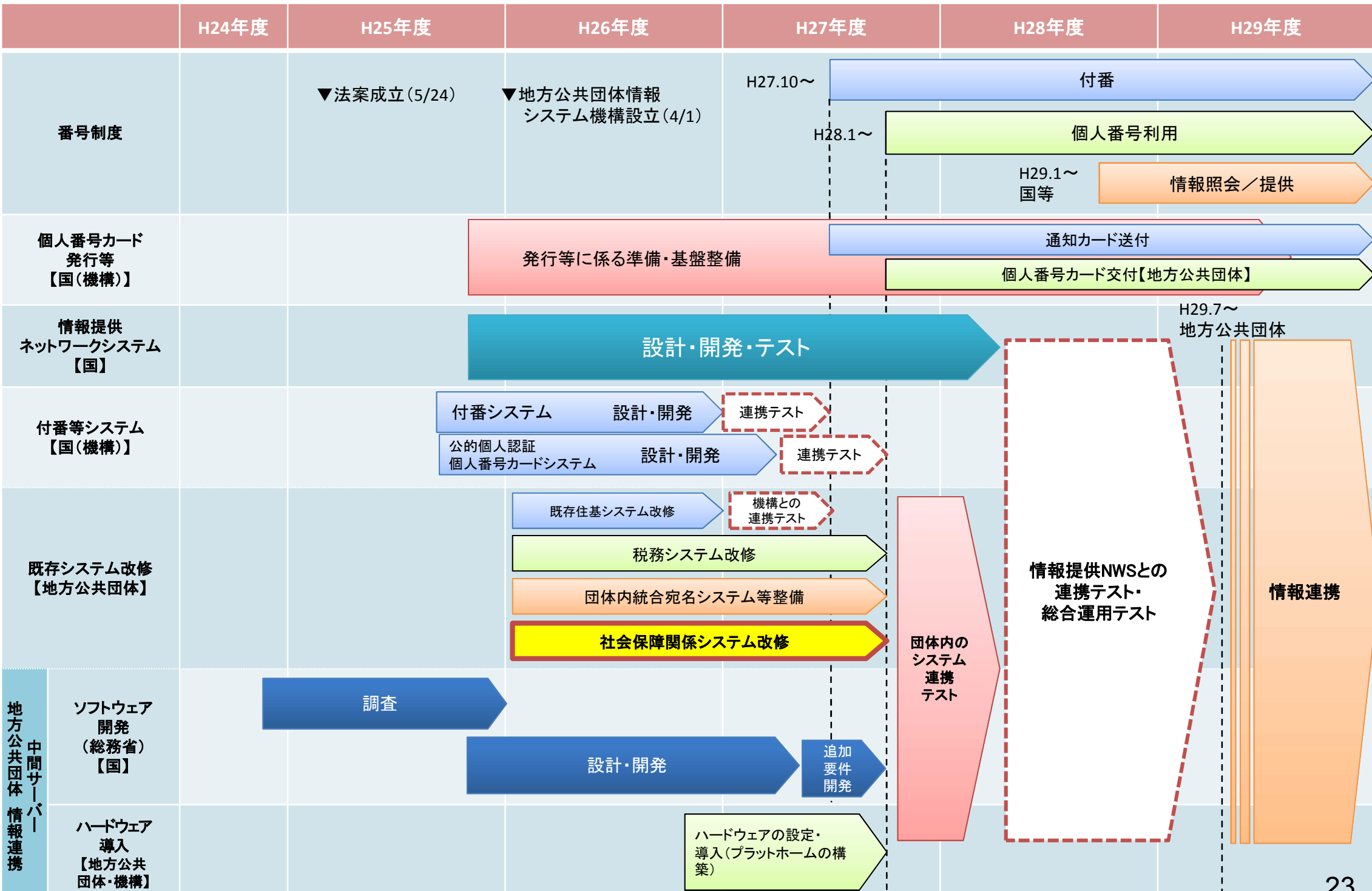


(参考) 社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



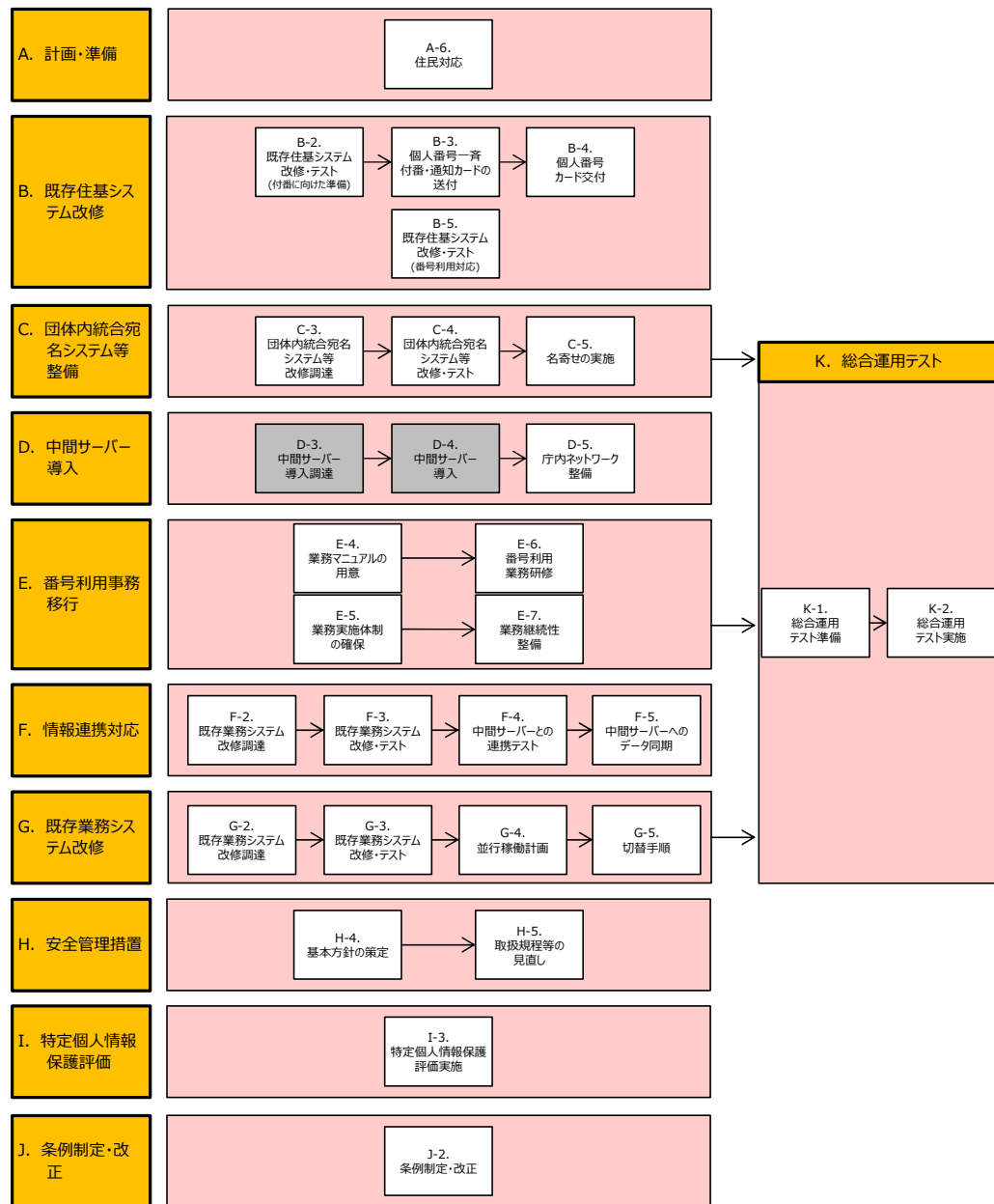
5. その他

都道府県による市区町村への支援等

- 都道府県におかれては、管下市区町村における番号制度の導入準備作業が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いしたい(管下市町村の進捗状況は、平成27年3月から開始された推奨アクションプラン(実行編)でとりまとめられる)。
- また、各都道府県において、管下市区町村の社会保障部門担当者を対象とした研修会等を開催する際には、厚生労働省からも講師を派遣するなどの支援を行う。
- 上記の導入準備作業に必要な情報は、デジタルPMOに掲載されているので、各地方公共団体の番号制度主管課からアカウントを取得した上で参照されたい。

(参考) 推奨アクションプラン(実行編)の概要

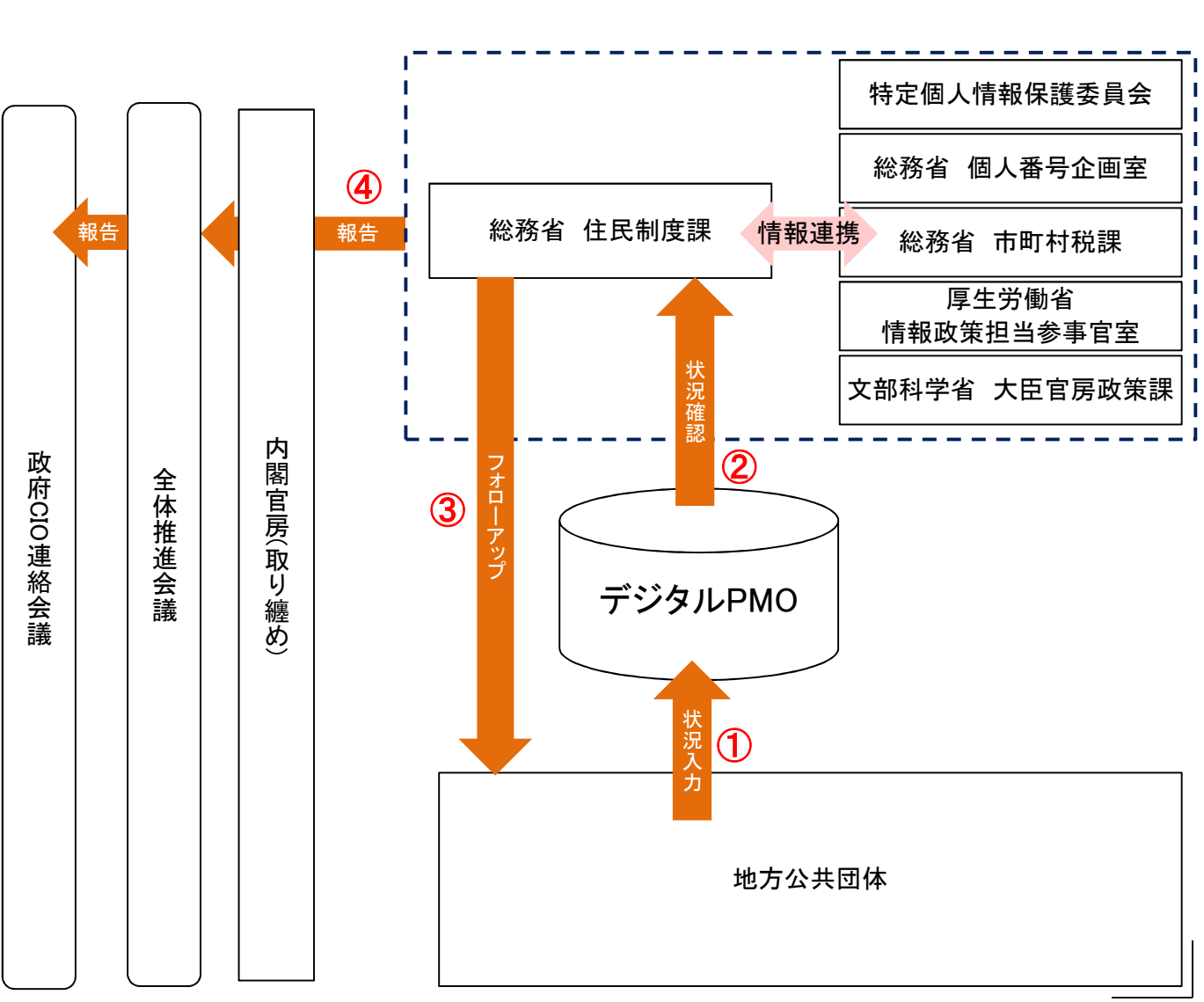
➤ 推奨アクションプラン(実行編)では、地方公共団体(一部事務組合等を含む)で実施する番号制度対応に係る作業(既存業務システムの改修や番号取扱事務に携わる職員の研修等)の進捗状況を適宜確認することにより、番号制度への対応に向けた準備が遅滞なく着実に遂行されることを目的とする。



作業項目	対応事項	特記事項
A. 計画・準備	住民へのアカウントビリティへの確保として、住民への広報活動や、相談窓口の設置等を確認	-
B. 既存住基システム改修	「住民票記載事項の追加」、「住基ネットとの連携」、「中間サーバーとの連携」等の改修に係る進捗の確認	当該作業については、市区町村のみが対象。
C. 団体内統合宛名システム等整備	個人番号と団体内統合宛名番号等を紐付ける「団体内統合宛名システム等のシステム構築」「宛名情報(個人番号・業務宛名番号・基本4情報)のデータクレンジング」に係る進捗状況の確認。	
D. 中間サーバー導入	地方公共団体情報システム機構により用意される予定の「中間サーバープラットフォーム」の利用形態を確認し、必要な予算措置の進捗状況の確認	地方公共団体は全国2箇所に設置する中間サーバー・プラットフォームを利用するため、本調達等の対応は不要。
E. 番号利用事務移行	番号制度開始に伴い、変更となる各種業務の定義・業務マニュアルの策定、研修実施等に係る進捗状況の確認	-
F. 情報連携対応	情報提供NWSを含めた大規模な「総合運用テスト」に向けた、改修後の既存業務システムと中間サーバーとの連携テストを実施し、データ連携が可能な状態までの進捗状況を確認	-
G. 既存業務システム改修	番号制度開始に伴う個人番号及び法人番号の取得や既存データとの紐付等を行うため、既存業務システムの改修を設計・製造・テスト工程ごとで進捗状況を確認	都道府県、市区町村によって対象となる既存システムは異なる。
H. 安全管理措置	個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための措置状況を確認	-
I. 特定個人情報保護評価	特定個人情報保護評価の実施状況の確認	-
J. 条例制定・改正	各種条例の制定・改正の議会提案、施行に係る状況確認	-
K. 総合運用テスト	総合運用テストにて実施する各種テストシナリオに係る状況確認	-

地方公共団体の進捗管理に係る運営方針

- 基本的な運営方針として、総務省を中心に関係省庁にてデジタルPMOを通じた状況把握、地方公共団体へのフォローアップ、政府CIO連絡会議・全体推進会議への報告を実施



① 計画情報及び実績情報をデジタルPMOへ入力

- ✓ 計画情報として各作業の開始時期・終了時期を入力
- ✓ タスク完了時に、各タスクに関連する項目を入力

② 関係省庁による計画・実績の確認

- ✓ 総務省住民制度課において計画・実績情報を確認し、各省庁(総務省を除く)の取り纏め部局に情報連携
- ✓ 各省庁において、計画の適切性(マイルストーンとの乖離の有無)を確認
- ✓ 計画として入力した開始時期や終了時期に対して実績の乖離の有無を確認

③ 関係省庁からの進捗遅延団体に対するフォローアップ

- ✓ 進捗が大きく遅延し、マイルストーンの達成にリスクがある地方公共団体に対してフォローアップ(原因の確認、課題解決フォロー)を実施

④ 全体状況を取り纏めて全体推進会議や政府CIO連絡会議にて報告

- ✓ デジタルPMOを活用して地方公共団体の状況を整理し、全体推進会議等において状況報告
- ✓ 報告様式については、アンケートの設計とあわせて定義

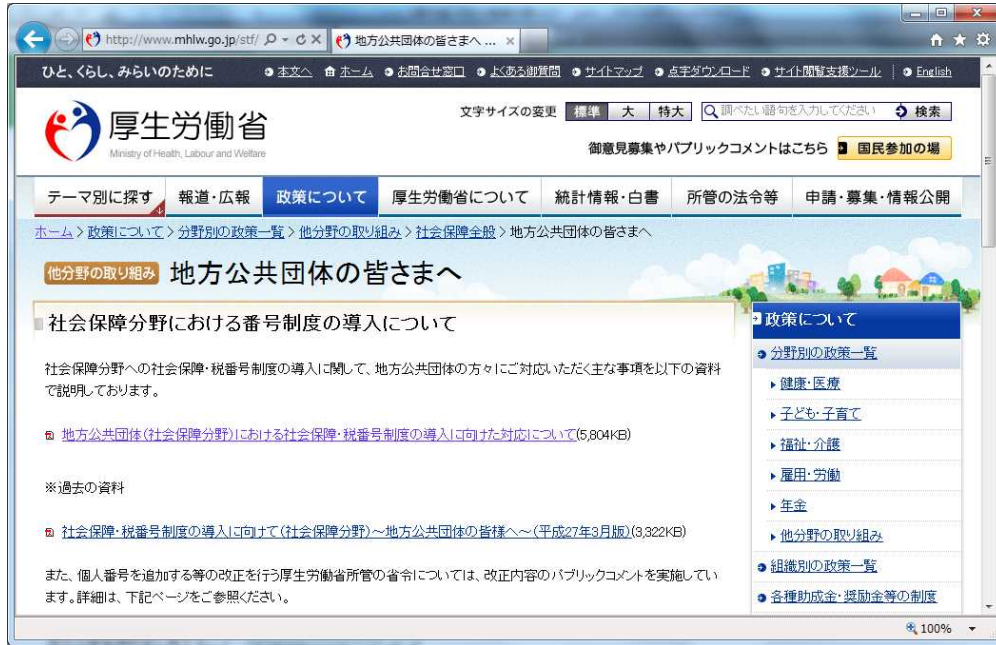
参考資料

- 地方公共団体向け情報の掲載場所 28
- 社会保障各分野における番号利用・情報連携の概要 31
- 個人番号の利用・情報連携を行う主な手続 74
- 本人確認の措置 87
- 番号制度導入に伴うシステム改修 93

地方公共団体向け情報の掲載場所

地方公共団体向け資料の掲載場所

- 厚生労働省HP 地方公共団体向けページ
トップページ→「社会保障・税番号制度」
→「地方公共団体の皆さまへ」



- 全国説明会資料
- 個人番号の利用・情報連携を行う主な手続
- 補助金の交付要綱、Q&A

- デジタルPMO 社会保障各分野担当者向けポータルページ

前回ログイン:2015/07/09 10:47
さん

ログアウト

Digital PMO
My Number Project

TOP ドキュメント 事務・手続 FAQ 管理

[厚生労働省より]地方公共団体（社会保障各分野）における番号制度の導入について（ご担当者向けポータルページ）（2015/7/2）

社会保障・税番号制度の導入に向け、平素より御協力をいただきありがとうございます。社会保障各分野における番号制度導入に向けた準備作業について、必要な資料を以下のとおりまとめましたので、ご活用ください。なお、本ページは新しい資料が提供される都度更新していきます。

1. 共通資料（リンク一覧）

資料名	資料の内容、用途
地方公共団体（社会保障分野）における社会保障・税番号制度の導入に向けた対応について	<ul style="list-style-type: none"> • まず初めに読んでいただきたい概要資料
番号法別表第1及び第2に規定される主務省令事項の整理について	<ul style="list-style-type: none"> • 個人番号を利用する具体的な事務・手続や情報連携を行う具体的な事務・手続を網羅的に表したものの。 • 番号を利用する事務の洗い出し、情報連携する項目の把握に使用する。
特定個人情報データ標準レイアウト	<ul style="list-style-type: none"> • 特定個人情報毎に情報提供者、データ定義及び当該特定個人情報を使用する事務手続の対応を整理したものの。 • 情報連携する特定個人情報の詳細な内容の把握、業務システム改修の要件として利用する。
番号制度施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（案）	<ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省令に規定された各種様式の改正案 • 新様式の作成、業務システム改修の要件として利用する。
業務フローサンプルファイル	<ul style="list-style-type: none"> • 代表的な事務における個人番号利用後の業務フロー例 • 番号制度導入後の事務の流れを把握するために利用する。

2. 各制度所管部局からの提示資料

- 国民年金分野
番号制度の導入に伴う市町村における年金関係事務の概要（案）等について
（平成26年10月15日付 地方厚生（支）局年金調整（年金管理）課長宛事務連絡）（リンク）
- 生活保護分野
生活保護分野における番号制度の導入について
（平成27年7月1日 各都道府県・指定都市・中核市生活保護担当課宛事務連絡）（リンク）

導入準備に必要な資料のリンクを一元化

- 「主務省令事項の整理」
- 特定個人情報データ標準レイアウト（事務手続対応版）
- 業務フローサンプルファイル
- **制度所管部局からの事務連絡**



ポータルページへは
デジタルPMOのトップ
ページから移動可

(参考) デジタルPMO (番号制度に関する情報伝達のインフラ)

社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方公共団体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール



文書一括管理・公開機能

内閣官房、関係府省から提供される番号制度に関する資料のほか、**各自治体から登録された番号制度への取組情報の共有**が可能

事務・手続、データ標準ダウンロード

最新の番号利用事務・手続、データ標準レイアウトはデジタルPMOからダウンロード

FAQ・問い合わせ機能

平成27年7月現在**390件**以上のFAQを搭載(順次追加)

FAQにない質問はフォームで問合せ可能

利用にはインターネットに接続可能なパソコンとアカウントが必要。
アカウントは各自治体の番号制度担当窓口で発行可能

社会保障各分野における 番号利用・情報連携の概要

- 本資料は、主な事務における番号利用・情報連携について、想定されるパターンの中のいくつかを例示したものです。各地方公共団体におかれては、本資料を参考に、政令指定都市や中核市である場合や地方自治法による事務処理特例条例が制定されている場合等、各自治体に応じた具体的なフローをご検討いただく必要があります。
- 本資料は社会保障・税番号制度担当者説明会での意見を踏まえ適宜追加等を行い、最新版はデジタルPMOに掲載することとしています。

番号利用における個人番号利用事務実施者の留意点

- 各事務毎に、個人番号を利用して行政事務を行う機関がどの機関になるのかについて、各自治体において確認・整理していただくことが必要です。

1 個人番号利用事務に関する定義

個人番号利用事務 (番号法第2条第10項)	行政事務を処理する者(国や自治体等)が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務
個人番号利用事務実施者 (番号法第2条第12項)	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者

2 個人番号利用事務実施者となる者

- ① **番号法別表第1の下欄に掲げる事務について、それぞれ上欄に掲げる者**
- ② **個別の法令の規定により、番号法別表第1の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者**
例) 別表第1の上欄の者が「都道府県知事」となっている場合、別表第1の下欄に掲げられた個別法令によりその権限が市町村長に委任されており、その事務を市町村長が処理することとされている場合には、市町村長も個人番号利用事務実施者となる。
- ③ **個人番号利用事務実施者から別表第1の下欄に掲げる事務の全部又は一部の委託を受けた者**
この場合、委託者となる個人番号利用事務実施者は、委託先が特定個人情報の安全管理措置を講じるよう適切かつ必要な監督を行わなければならない。

※ 上記に加え、自治体は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。(当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様)。

3 個人番号関係事務実施者となる者

法令又は条例の規定により、個人番号利用事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の個人番号を利用した事務を行うこととされている者を「個人番号関係事務実施者」といい、当該事務に必要な限度で個人番号を利用できる。

情報連携における情報照会者と情報提供者の留意点

- 各事務毎に、情報提供ネットワークシステム(情報提供NWS)を利用して情報照会・情報提供を行う機関がどの機関になるのかについて、各自治体において確認・整理していただくことが必要です。

1 情報照会者等の定義

情報照会者 (番号法第19条第7号)	番号法別表第2の第1欄に掲げる者(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)※情報提供NWSを利用して、特定個人情報の提供の求め(情報照会)ができる機関
情報提供者 (番号法第19条第7号)	番号法別表第2の第3欄に掲げる者(法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)※情報提供NWSを利用して、特定個人情報の提供を行う機関

※ それぞれ利用する事務と特定個人情報が別表第2の第2欄、第4欄で定められている。

2 情報照会者・情報提供者となる者

- ① **番号法別表第2の第1欄に掲げる者(情報照会者)**が、第2欄に掲げる事務を行うため、第4欄に掲げる特定個人情報を、**第3欄に掲げる者(情報提供者)**から提供を受ける。
- ② **個別の法令の規定により、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者**も、情報照会者となる。
- ③ **個別の法令の規定により、番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者**も、情報提供者となる。

例) 別表第2の第1欄が「都道府県知事」となっている場合、別表第2の第2欄に掲げられた個別の法令によりその権限が市町村長に委任されており、その事務を市町村長が処理することとされている場合には、当該事務について市町村長も情報照会者となる。情報提供者についても同様。また、この「法令の規定により」には、「**地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理特例条例**」も含む。

※ 単なる委託を受けた者は情報照会者や情報提供者に該当しない

※ 上記の他、自治体が条例により独自に番号を利用する事務について、特定個人情報保護委員会規則の定めるところにより、情報照会・提供を行うことができる。

3 個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者との間の情報提供

個人番号利用事務実施者と当該事務に係る個人番号関係事務実施者の間では、必要な限度で特定個人情報を提供することができ、(情報提供NWSの利用は不要)

番号利用・情報連携の概要

— 生活保護 —

生活保護分野におけるマイナンバー利用・情報連携

主な手続の例	マイナンバーの利用 (番号利用法別表第1)	情報提供ネットワークシステムを利用した 他の行政機関等との情報連携 (番号利用法別表第2)
生活保護の申請の受理、審査、 保護の決定	生活保護の申請書にマイナンバー の記載欄を追加し、申請を受ける 際に、対象者のマイナンバーを取 得し、管理	保護の決定を行う際の必要な調査として、情報連 携ネットワークシステムを利用して、地方税関係情 報(転入前市町村から)、年金給付関係情報(日 本年金機構から)、雇用保険給付関係情報(ハ ローワークから)等を取得